

Ⅲ－３１

DX推進委員会内規

（目 的）

第１条 本内規は、定款施行細則第２４条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

（業 務）

第２条 本委員会は、リハビリテーション医療の標準化推進のために、治療や帰結の標準コードや尺度開発、データ収集・活用、DX推進など、必要な活動を行い、次の項目を行う。

- （１）調査・分析
- （２）標準的治療コード・帰結尺度の開発とその普及
- （３）データの調査・分析・公表
- （４）データ活用のための基盤整備
- （５）その他本委員会が必要と認める事項

（運 営）

第３条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第７章に基づき行う。

- ２ 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- ３ 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- ４ 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- ５ 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- ６ 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- ７ 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

（プロジェクト委員会）

第４条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

（委員会報告）

第５条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

（改 廃）

第６条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、令和７年７月２６日より施行する。